

香川県報



号外7

平成16年

3月31日(水曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則（農業経営課） 一

規則

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第五十号

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則

香川県立農業大学校学則（昭和五十九年香川県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「本科」を「担い手養成科」に、「研修科」を「技術研修科」に、「第二十七条」を「第二十八条」に、「第四章 雑則（第二十八条）」を「第四章 授業料等（第二十九条） 第五章 雑則（第三十四条） 条一第三十三条」に改める。

第二条中「事務部及び教育部を置き、事務部に庶務課及び厚生管理課を、教育部に学務研修課」を「総務研修課及び教務課」に改める。

第三条第一項中「庶務課」を「総務研修課」に改め、同項第七号を同項第十三号とし、同項第六号の次に次の六号を加える。

- 七 施設及び設備の管理に関する事項
- 八 車両の管理に関する事項

九 職員の福利厚生に関する事項

十 寄宿舎の運営に関する事項

十一 技術研修科の教育に関する事項

十二 技術研修科で受講しようとする者の募集及び選考に関する事項

第三条第二項を削り、同条第三項中「学務研修課」を「教務課」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 担い手養成科の教育に関する事項

二 担い手養成科に入学しようとする者の募集及び試験に関する事項

第三条第三項第五号を次のように改める。

五 学生（条例第六条の規定により担い手養成科に入学を許可された者をいう。以下同じ。）の健康管理、福利厚生及び生活指導に関する事項

第三条第三項に次の一号を加え、同項を同条第二項とする。

六 学生の自治活動及び課外活動に関する事項

第四条第三号を次のように改める。

三 課長

第四条第六号を次のように改める。

六 副主幹

第五条第三項中「部長」を「課長」に、「部」を「課」に改め、同条第四項中「研修科」を「技術研修科」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 助教は、上司の命を受けて、学生及び研修生の教育に当たるとともに、教育の内容及び方法の調査研究を行う。

6 副主幹は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

「第二章 本科」を「第二章 担い手養成科」に改める。

第六条を次のように改める。

（専攻コース）

第六条 担い手養成科に野菜園芸、花き園芸、果樹園芸、造園緑化及び畜産の各専攻コースを置く。

第七条中「六十人」を「四十五人」に改める。

第十条中「本科」を「担い手養成科」に、「及び」を「並びに」に改め、「時間数」の

下に「及び単位数」を加える。
第十一条の見出し中「手続」を「出願」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

担い手養成科に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、校長の指定する日までに、次に掲げる書類及び写真を提出するとともに、入学選考の手数料を納付しなければならない。

第十一条第四号中「六箇月」を「六月」に、「名刺型のもの」を「縦五・五センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入したものとす」に改める。

第十二条の見出しを「(入学試験等)」に改め、同条第一項中「本科に入学しようとする者に対しては」を「入学志願者に対して」に、「口述試験」を「面接試験」に改め、同条第三項を削る。

第十三条の見出しを「(入学手続及び入学許可)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条第一項の試験等に合格した者は、校長の指定する日までに、次に掲げる書類を提出するとともに、入学金を納付しなければならない。

第十三条第一号中「二人」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 校長は、前項の規定による入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

第十五条の見出し中「の届出」を削り、同条中「二人」を削る。

第十六条の見出し中「の届出」を削り、同条中「ときは、」の下に「保証人と連署した」を加える。

第十七条の見出し中「評定」の下に「及び単位の授与」を加え、同条中「成績は」の下に「履修する教育科目ごとに」を加え、「評定する」を「評定し、その結果が別に定める水準に達した学生に対し、単位を与える」に改める。

第十八条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条第一項中「学業成績の評定」を「単位の取得数」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の卒業の認定を得られなかった学生は、一年を限度として再履修することができる。

3 第一項の認定の基準については、別に定める。

第二十二條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項に次の一号を加える。

五 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者

「第三章 研修科」を「第三章 技術研修科」に改める。

第二十三條第一項を次のように改める。

技術研修科に新規就農者研修課程、専門課題研修課程、農業機械研修課程、農業体験

研修課程及び開放講座研修課程を置く。

第二十三條第二項中「内容」の下に「定員」を加える。

第二十四條中「研修科」を「技術研修科」に改め、「者は」の下に「校長の指定する日までに」を加え、「所定の期日までに校長に」を削る。

第二十五條第一項中「研修科」を「技術研修科」に改める。

第二十六條中「校長は」の下に「受講の中止を申し出た研修生のほか」を加え、「一

に」を「いずれかに」に改める。

第二十八條を第三十四條とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 授業料等

(授業料等の額)

第二十九條 授業料、入学選考の手数料及び入学金(以下「授業料等」という。)の額は、

香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の定めるところによる。

(授業料の納付)

第三十條 学生は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の二学期に区分して納付

するものとし、それぞれの学期において納付する額は、年額の二分の一に相当する額と

する。

2 前項の規定による授業料の納付は、前期にあつては四月三十日までに、後期にあつて

は十月三十一日までにしなければならない。

3 学生は、前二項の規定にかかわらず、申出により、前期に係る授業料を納付する時に、

当該学期の属する年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(授業料の減免)

第三十一條 知事は、経済的理由その他やむを得ない事情により授業料の納付が困難であ

り、かつ、学業成績が優秀であると認める学生に対し、授業料を減免することができる。

2 学生が学期の全日数にわたり休学をするときは、当該学期に係る授業料を免除する。

3 前項に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の分納及び納付の猶予)

第三十二条 知事は、特別の事由があると認めるときは、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することができる。

2 授業料の分納及び納付の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不還付)

第三十三条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、授業料については、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第二十七条中「研修料の研修課程を修了した者」を「修了を認定された研修生」に改め、第三章中同条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(修了の認定)

第二十七条 技術研修料の研修課程の修了の認定は、受講態度及び出席状況に基づいて校長が行う。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

教育科目並びにその時間数及び単位数

区分	科目	時間数	単位数	区分	科目	時間数	単位数		
共通科目	一般教養科目	くらしと法律	16	1	門	切り花栽培	64	4	
		くらしと社会	16	1		鉢花栽培	48	3	
		くらしと経済	16	1		盆栽・植木生産	16	1	
		くらしと科学	16	1		花き養液栽培	16	1	
		英語	32	2		園芸作物流通	16	1	
		体育	32	1		花壇苗栽培	32	2	
		情報処理	32	1		花き演習	136	4	
		農村と文化	16	1		卒業論文	96	3	
		小計	176	9		農場実習	496	11	
	基礎科目	農業基礎	32	2		専攻実習	704	16	
		農業政策	16	1		小計	1,672	49	
		農業経営	32	2		果樹園芸コース	園芸施設	16	1
		農業簿記	32	2			果樹経営	32	2
		農業協同組合	16	1			ブドウ栽培	32	2
		農業気象	16	1			キウイフルーツ栽培	16	1
		農業機械	32	2			カキ栽培	16	1
		土壌肥料	32	2			ナシ栽培	32	2
		栽培概論	32	2			カンキツ栽培	32	2
		作物概論	32	2			モモ栽培	32	2
		園芸概論	32	2	園芸作物流通		16	1	
		畜産概論	32	2	ビワ栽培		16	1	
		生物工学概論	16	1	果樹演習		136	4	
		農林業と環境	16	1	卒業論文		96	3	
		農畜産物流通	32	2	農場実習		496	11	
		植物防疫	32	2	専攻実習		704	16	
		育種	16	1	小計		1,672	49	
		植物生理	32	2	造園緑化コース		造園概論	48	3
		生物工学実験	32	1			緑化植物Ⅰ	32	2
		農学実験	32	1			緑化植物Ⅱ	16	1
		土壌肥料実験	32	1			緑化材料	32	2
	園芸利用演習	32	1	盆栽・植木生産		16	1		
	食品加工実習	32	1	緑地環境計画		16	1		
	農村社会と農業組織	16	1	デッサン・製図		32	1		
	生活経営	16	1	緑化植物植栽		16	1		
	有機農業	16	1	庭木・緑化木管理		16	1		
	農業経営分析設計	16	1	造園計画設計		32	2		
	農地と経営	16	1	造園施工		32	2		
	農業土木と水利	16	1	景観デザイン		32	1		
	情報処理演習	32	1	環境緑化演習		56	2		
	農業機械整備実習	32	1	卒業論文		96	3		
	園芸演習	32	1	農場実習		496	11		
	生活演習	32	1	専攻実習		704	16		
食品加工	16	1	小計	1,672		50			
作物栽培基礎実習	32	1	畜産科目	家畜育種		32	2		
食品栄養と労働	16	1		家畜飼養		32	2		
農業機械運転実習	64	2		畜産生理・解剖	48	3			
特別講義	16	1		家畜衛生	32	2			
小計	1,008	51		家畜繁殖	32	2			
専攻科目	野菜園芸コース	園芸施設		16	1	家畜人工授精概論	32	2	
		野菜経営		32	2	受精卵移植概論	32	2	
		果菜類栽培		64	4	飼料作物	16	1	
		葉茎菜類栽培		32	2	畜産物加工	16	1	
		根菜類栽培		16	1	畜産環境	16	1	
		野菜栽培機械		16	1	乳用牛	16	1	
		園芸作物流通		16	1	養豚	16	1	
		野菜養液栽培		32	2	肉用牛	16	1	
		野菜利用加工		16	1	養鶏	16	1	
		野菜演習		136	4	畜産経営	16	1	
		卒業論文		96	3	畜産演習	40	1	
		農場実習		496	11	畜産物加工実習	32	1	
		専攻実習		704	16	卒業論文	96	3	
		小計		1,672	49	農場実習	496	11	
			園芸施設	16	1	専攻実習	704	16	
	花き経営	32	2	小計	1,736	55			

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

入 学 願 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

(写 真)
出願前6月以内
の上半身正面・無
帽
縦5.5cm×横4cm
裏面に氏名及び
生年月日を記入
の上、はり付けて
ください。

住 所
氏 ^りが ^な名
電 話 () —
生年月日 年 月 日

香川県立農業大学校の担い手養成科に入学したいので、香川県立農業大学校学則第11条の規定により関係書類を添えて、提出します。

志望する専攻コース	第1志望	コース
	第2志望	コース
入学を志望する理由		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

誓 約 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所
氏 名 ⑩

私は、入学に当たり、大学校の諸規則を守り、学生の本分に従って学業に励むことを誓います。

保証人
住 所
本人との関係
氏 名 ⑩

この度入学手続きをしようとする上記の者については、この誓約を堅く守らせ、同人の在学中における一切の事柄について引き受けることを誓います。

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

休学 (退学) 許可願

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

学 年

専攻コース

氏 名

Ⓜ

保証人

住 所

氏 名

Ⓜ

次の理由により休学 (退学) したいので、許可されるよう香川県立農業大学校学則第15条の規定により提出します。

1 休学の期間又は退学の期日

休学の期間 年 月 日から 年 月 日まで

退学の期日 年 月 日

2 理 由

- 注 1 理由が傷病であるときは、医師の診断書を添付してください。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

復 学 願

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

学 年

専攻コース

氏 名

㊟

保証人

住 所

氏 名

㊟

年 月 日から休学していましたが、復学したいので、承認されるよう香川県立農業
大学校学則第16条の規定により提出します。

復学の期日 年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第6号様式 (第24条関係)

(日本工業規格A列4番)

第五号様式中「本科の課程」を「担い手養成科」に改める。
第六号様式を次のように改める。

受 講 願 書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

住 所
氏 名
生年月日

年 月 日

香川県立農業大学の技術研修科において受講したいので、香川県立農業大学学則第24条の規定により提出します。

1 研修課程及び種類

2 研修の期間

年 月 日から 年 月 日まで

第七号様式中「第27号区務」を「第28号区務」に、「研修科の 研修課程」を「技術研修科の 研修課程」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

